# 業者選定委員会設置運営要領

## 改廃履歴

X Rev	改 廃 内 容	実 施 日				
1.0	初版					
2.0	改正					
3. 0	改正					
4. 0	常務から副社長へ変更					
5. 0	第6条2項の変更					
6. 0	第7条の変更	2008. 10. 06				
7.0	構成員から社長を削除 召集、議長任命 社長→副社長	2008. 10. 30				
8.0	機構改革に伴う改正	2009. 04. 01				
9.0	センター長設置伴う変更および書式の変更	2010. 07. 01				
10.0	役員執行体制の変更に伴う改正	2010. 08. 31				
11. 0	役員執行体制の変更に伴う改正	2011. 07. 08				
12. 0	第5条の変更	2011. 12. 01				
13. 0	業者選定処理手順の追加および規程管理体系の移動(会議体配下へ)	2012. 03. 01				
14. 0	機構改革に伴う改正	2012. 04. 01				
15. 0	会議体名称の変更による改正	2013. 12. 20				
16. 0	センター長選任に伴う改正	2014. 04. 01				
17. 0	第17条を追加したことおよびJA三重中央会の機構改革、連合会表記順の変更に伴う改正	2014. 09. 01				

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
17. 1	機構改革に伴う改正	2017. 04. 01
18.0	業者選定にかかる担当部署の変更	2017. 05. 01
19. 0	一括管理機器の対象範囲拡大(管理経済端末機)に伴う改正	2017. 11. 01
20.0	JA三重中央会の部署名変更に伴う改正	2019. 04. 06
20. 1	事務局変更に伴う改正	2019. 04. 10
20. 2	役員執行体制の変更に伴う改正	2021. 06. 30
20. 3	信連機構改革に伴う改正	2023. 02. 13
21.0	第3条2 三重県中央会、三重県信連の構成員の記述変更	2024. 09. 01

## 目 次

第	1	章	総り	則		1
	第	1条	目	的		
	第	2条	名	称		
	第	3条	構	成		
	第	4条	任	務		
	第	5条	専	門部会	<u>숙</u>	
	第	6条	運	営		
	第	7条	担	当部署		
	第	8条	事	務局		
	第	2 章	手	順		2
	第	9条	要	件検討	対依頼	
	第	10条	要	件検討	计	
	第	11条	業	者への	の提案依頼	
	第	12条	業	者提到	案の受付	
	第	13条	プ	レゼン	ンテーション	
	第	14条	評	価資料	学の作成	
	第	15条	業	者提到	案の評価	
	第	16条	業	者選定	定	
	第	17条	業	者選定	定後の提案内容変更	

### 業者選定委員会設置運営要領

規程番号 0107-0000-01-要 制定日 2007年 2月 8日 改正日 2024年 9月 1日

#### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1条 この要領は、株式会社三重県農協情報センター(以下「情報センター」という)が「ネットワーク関連設備・機器、一括管理機器(信用窓口端末機、自動化機器、信用イントラ端末機、管理経済端末機)」(以下「機器等」という)の新規導入あるいは更改する際の業者選定について、評価・選定プロセスの公正性、透明性、合理性を確保することを目的とする。

(名称)

第 2条 この会は、「業者選定委員会」(以下「委員会」という)と称する。

(構成)

- 第 3条 この委員会は、社長を委員長として、センター長および各部の部長により構成する。
  - 2 必要に応じて三重県農業協同組合中央会(以下「三重県中央会」という)または三重県 信用農業協同組合連合会(以下「三重県信連」という)の機器選定担当部署長に委嘱する ことができる。
  - 3 付議報告に係る協議のため、必要に応じ実務担当者を出席させることができる。

(任務)

- 第 4条 この委員会は、「機器等」の導入・更改に係る要件整理等について協議し、業者を選定する。
  - (1) 導入・更改要件の検討・整理
    - ①「機器等」の導入・更改の要件(要件定義書)の検討
    - ②「機器等」の導入・更改スケジュール検討
    - ③提案依頼書の検討
    - ④評価基準の検討
    - ⑤提案依頼業者の選定
  - (2) 業者の選定
    - ①評価基準に基づく検討
    - ②業者の選定

(専門部会)

- 第 5条 この委員会は、業者提案の具体的な評価・検討のため、担当部署の部長を長とした実務 担当者で構成する「業者選定委員会専門部会」(以下「専門部会」という)を設置する。
  - 2 専門部会は、「機器等」の導入・更改に係る業者提案の評価について協議し、委員会へ報告する。
  - (1)業者提案の評価
    - ①提案内容の評価
    - ②提案価格の折衝・再提案の要否

(運営)

第 6条 この委員会は、「機器等」に係る導入・更改の協議が必要な都度、委員長が招集し、議 長の任にあたる。

(担当部署)

第 7条 「機器等」の業者選定に係る担当部署はシステム導入・更改部署とする。

(事務局)

第 8条 この委員会の事務局は、情報センターの担当部署に置く。

#### 第 2 章 手順

#### (要件検討依頼)

- 第 9条 担当部署は、規模・費用・影響範囲等を整理し、次の各号について作成し、委員会に提 出する。
  - (1) 概要設計書
  - (2) 概算見積書
  - (3) 要件定義書
  - (4) 提案依頼書
  - (5) 評価基準

#### (要件検討)

- 第10条 委員会は、提出された概要設計書、概算見積書に基づき、次の各号について検討・協議、 決定する。
  - (1)「機器等」の導入・更改の要件
  - (2)「機器等」の導入・更改の基本スケジュール
  - (3) 提案依頼書の内容
  - (4) 提案依頼先業者
  - (5) 評価基準
  - (6) 提案評価にかかる専門部会の設置と構成員の選任

#### (業者への提案依頼)

第11条 担当部署は、委員会で決定された提案依頼先業者に対し同一期日に、同一納期にて当該 事案の提案を「提案依頼書」にて依頼する。

#### (業者提案の受付)

第12条 担当部署は、決められた期日までに提案依頼先業者より提案書を受領し専門部会へ提出する。

(プレゼンテーション)

第13条 専門部会は、提案書に係るプレゼンテーションを各業者に要請する。

#### (評価資料の作成)

第14条 担当部署は、提案書について、評価基準に基づき評価資料を作成し専門部会へ提出する。

#### (業者提案の評価)

第15条 専門部会は、提出された評価資料と提案書を基に、評価基準に従い、検討・協議し評価 結果を委員会へ報告する。

#### (業者選定)

- 第16条 委員会は、提出された評価結果を基に、評価基準に従い、検討・協議を行い業者を選定 する。
  - 2 委員会は、必要に応じて折衝および再提案を指示する。

#### (業者選定後の提案内容変更)

第17条 業者選定後、本番運用を開始するまでの間、機種等に不具合が発生して提案内容に変更 がある場合、委員長が委員会の開催要否を決定する。

